

2 建設工事請負契約書の改正について (令和8年4月1日改正)

1. 変更点

（1）他機関が発注した工事との調整規定の新設（第2条第2項）※参考1

- ・受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うことを規定。

（2）保証証券等の電磁的方法による提出を新設（第4条第2項、第35条第2項）※参考2

- ・契約保証、前払金保証（中間前払金保証を含む。）及び履行保証に係る保証証券等について、電磁的方法による提出を認める旨を規定。

（3）現場代理人及び主任技術者等の配置に関する規定を改正（第10条）※参考3

- ・工事現場に設置し、氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない者に監理技術者補佐を追記。

（4）協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設

（第24条第3項、第25条第3項、第26条第9項）※参考4

- ・請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって受注者に対し不利益な取扱いをしてはならないことを規定。

2. 適用日

令和8年4月1日以降に契約を行う工事から適用

参考1

(関連工事の調整)

第2条 略

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

参考2

(契約の保証)

第4条 略

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

(前金払及び中間前金払)

第35条 略

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

参考3

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、建設業法第26条第3項第2号の規定を使用し監理技術者が他の工事を兼務する場合にあっては監理技術者補佐）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

参考4

(工期の変更方法)

第24条

1～2 略

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第25条

1～2 略

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条

1～8 略

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第59条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。